

会員規程

第1条（目的）

一般社団法人計測健康啓発協会会員規程（以下、「本会」とする）は、定款の定めによる入会、及び退会、入会金、会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（本会の目的）

本会の会員になろうとするものは、本会の目的に賛同しなければならない。

- 1 アルコール検知器、関連機器普及推進
- 2 熱中症対策機器普及推進
- 3 その他計測機器を用いた普及推進
- 4 DX推進
- 5 アルコールインターロック推進
- 6 ヘルスケア推進
- 7 指導者、管理者教育推進
- 8 教育啓発活動
- 9 その他、会の目的を達成するために必要な活動

第3条（入会）

- 1 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。
- 2 本会への入会の可否は、理事会で入会を認められた企業であること。
- 3 本会会員の資格は、次に掲げる基準を元に決定する。
 - (1) 理事監事3名以上の推薦があること。
 - (2) 本会が目的とする社会貢献活動に対して推進できること。
 - (3) 本会が目的とする技術規格、指針づくりに協力できること。
 - (4) 指導者の育成、教育啓発活動を推進できること。
 - (5) 市場調査、情報発信の一環として、本会に関連する製品の統計データを提供できること。
 - (6) SDGs、環境問題に対して積極的に取り組んでおり、活動の実績もあること。
 - (7) メーカーについては、グループ会社を含め品質管理体制を構築していること、またはISO9001を取得していること。
 - (8) 問い合わせ、顧客対応の窓口を有しており、体制が整っていること。
 - (9) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。
 - (10) 虚偽の記載が無く、一定の期間内に会費の納入がなされていること。
 - (11) 過去に会員であった者の再入会においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がない者であること。
 - (12) その他、本会が会員と認めることを不適当でないと判断した場合。
- 4 前3項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。
- 5 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
- 6 入会募集は通年とする。ただし理事会の日程次第で、入会許可まで時間がかかることがある。

第4条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 解散したとき。
- 3 2年以上会費を滞納したとき。
- 4 除名されたとき。

第5条（退会）

会員が退会しようとするときは、所定の退会届を提出しなければならない。ただし、会員からの退会届提出前に、当該会員の処分手続が開始されている場合には、退会届を受理しないことができる。

第6条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により除名することができる。

- 1 本会の名誉を棄損したまはその趣旨目的に反する行為があったとき。
- 2 会員としての品格を損なう行為があったとき。
- 3 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- 4 その他の正当な事由があるとき。

第7条（入会金）

- 1 入会金は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員	団体	200,000円
(2) 賛助会員	団体	100,000円
	個人	5,000円
(3) 特別会員	0円	
- 2 納入された入会金は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（会費）

- 1 年会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員	団体	1口 100,000円	2口以上
(2) 賛助会員	団体	1口 100,000円	
	個人	1口 5,000円	
(3) 特別会員	0円		
- 2 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。
- 3 納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。
- 4 本会の運営上、特に必要と認めた場合、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができるものとする。

第9条（会費の納入方法）

- 1 会費の納入は年1回とし、毎年度10月末日までに納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時会費を納入するものとする。
- 2 会費納入に際し、振込手数料は会員の負担とする。

第10条（本規程の変更）

本規程の変更は、社員総会の決議による。

附則

本規程は令和5年10月から実施する。